

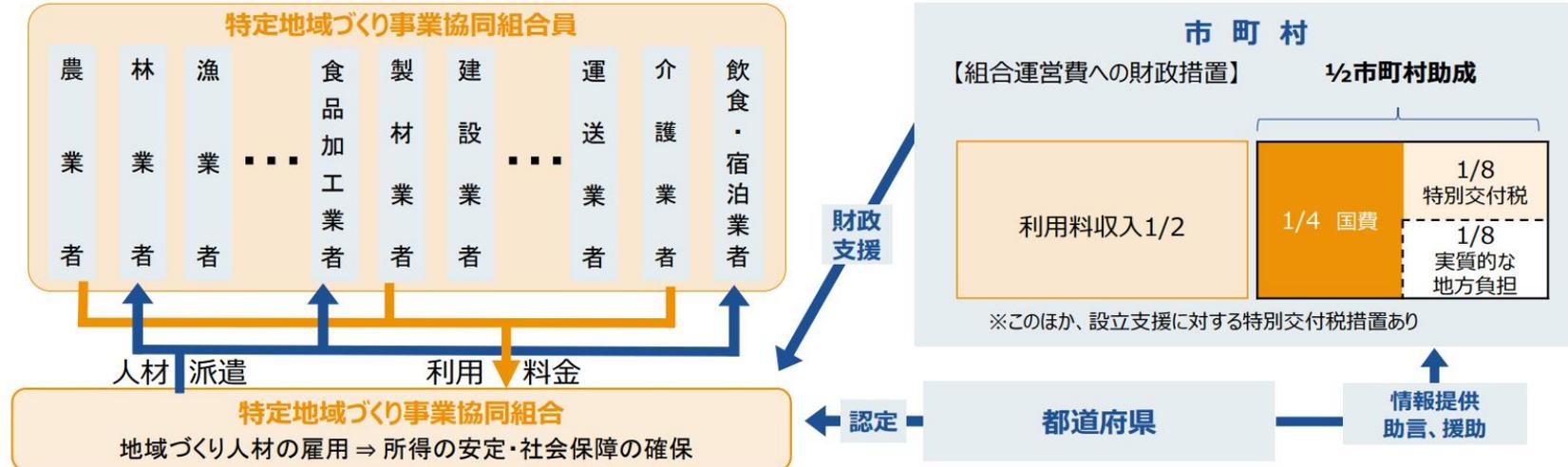
特定地域づくり事業協同組合制度について

1. 特定地域づくり事業協同組合制度とは

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を実施する制度。

※特定地域づくり事業とは、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言います。

- 対象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- その他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣規制を緩和（員内利用の20%まで → 市町村への派遣に限り、50%まで）



令和7年10月 総務省地域力創造グループ地域自立応援課「特定地域づくり事業協同組合制度の概要について」より抜粋

詳細は総務省HPをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html

STEP1

きっかけ（背景・課題）

- 地域の仕事には、**繁忙期と閑散期**があり、**年間を通じた雇用が困難**な状況の中、県から特定地域づくり事業協同組合制度について情報提供があった。

STEP2

主な取組

- 県の中小企業団体中央会や市の協力を受け、令和7年に特定地域づくり事業協同組合（農業、水産業、ジビエ処理施設等の地元事業者で構成）として県知事から認定。
- 組合は、自社サイトや農業分野の求人サイト等でマルチワーカーを募集。令和7年時点で1名採用。
- 組合は、**組合構成員の事業繁忙期に応じてマルチワーカーを派遣**。半日単位での派遣も可能とするなど**柔軟に対応可能**。
- マルチワーカーは、鳥獣対策関連業務は概ね9月～5月頃に従事し、ジビエは概ね1月～5月頃に従事予定（令和7年12月時点）。
- 施設としては、鳥獣対策は**鳥獣対策支援**（セミナー運営等支援）を実施し、ジビエは**捕獲個体の解体処理**等を実施予定（令和7年12月時点）。

STEP3

取組の成果

- 地域ではマルチワーカーの派遣に対する需要が大きく、事業者側から見て、**忙しい時期の人材確保の確実性が高まる**メリットがある。
- 1つの事業者では困難であった**通年雇用を地域として実現**。

<施設情報>

- 取扱獣種：イノシシ
- 民設・民営
- イノシシを地域の宝に変える取組として、罨と施設のツアー、革の加工、バーベキュー等を内容とするツーリズムを実施。
- 鳥獣被害から地域を守るために行われている地域のイノシシ対策の活動にも参画するとともに、鳥獣被害対策に関するセミナー等も実施。
- 乾燥処理式の減容化施設も導入。減容化産物の利活用を模索中。



箱罨の研修風景



ツーリズム（バーベキュー）風景